

1 物権総論

第1. 総説	107
第2. 物権の原則	108
第3. 物権の効力	110

第1. 総説

1. 意義

物を直接的・排他的に支配する権利

2. 性質

直接性：他人の行為を介在せずに、自己の意思のみに基づいて物を支配できること

排他性：一つの物権が存在する物の上には、同じ内容の物権は成立し得ないということ

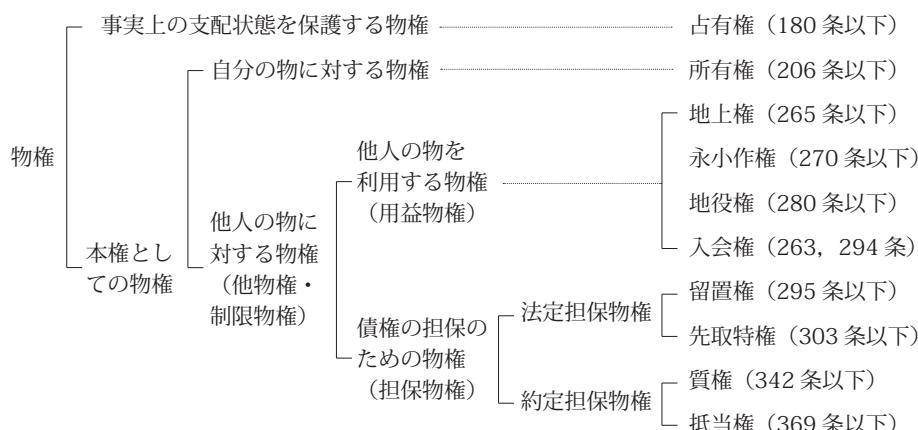
3. 客体

原則=有体物（ただし、独立していることが必要）

例外=権利（権利の上に物権が成立する場合）

ex. 転抵当権（376 I）、転質権（348）、権利質（362）

4. 種類



第2. 物権の原則

- 物権の排他性を示す「一つの物には一つの物権」という意味で用いられることがある

- 立木法により登記された立木については、即時取得(192)の対象となるが、伐採されて伐木になっている場合は、即時取得の適用が認められる

- 集合動産譲渡担保が認められるためには、①種類②所在場所③量的範囲の指定が必要

1. 一物一権主義

(1) 意義

1 個の物の一部には独立の物権は存在し得ない（独立性）

数個の物に対して一つの物権は存在し得ない（単一性）

∴ これに反するものを認める社会的必要性がない

∴ これに反するものを認める公示方法がない

(2) 例外

一物一権主義の趣旨=社会的必要性がない、公示方法がない

→そこで社会的必要性があり、かつ、公示方法があれば例外が認められる

ア 独立性の例外

(ア) 一筆の土地の一部

∴ 社会的必要性がある、当事者間では公示は不要

(イ) 土地に生立する樹木

樹木は原則的に土地の一部であるから、樹木だけの処分は認められないはずであるが樹木は独立の物として、取引の目的物とする社会的必要性（∴山林の価値は、土地よりもむしろ樹木にある）があり、公示方法が認められている（①立木法による登記 ②明認方法（ex. 樹皮を削って所有者の氏名を墨書き or 焼印を押す））

(ウ) 未分離の果実・桑葉そうよう（カイコの餌）・稲立毛いなたちげ（成熟した稻で刈取り前のもの）

→ 厳密には土地の一部であるが、独立して取引される社会的必要性があり、公示方法として「明認方法」が認められている

(エ) 岩石・土砂等

そのままの状態では、原則として土地の構成部分とされ、独立の物でないので、物権の客体とはならない（大判大7.3.13）。ただし、未採掘の鉱物は、土地所有権の内容とならず、鉱業権という別個の排他的な権利の客体となる

イ 単一性の例外

(ア) 各種の特別法によって集合物の上に1個の物権を認める

ex. 工場抵当

(イ) 集合動産譲渡担保（最判昭62.11.10）

ex. 営業中の酒屋の倉庫に保管されているビールについて譲渡担保権設定する

2. 物権法定主義（175）

（1）意義

物権の種類を限定することにより公示を確実に行い、取引の安全を図るためのものであって、以下の2つを内容とする

ア 民法その他の法律に定めている以外の新しい種類の物権を作ることはできない

イ 法律の定める種類の物権につき、それらの規定と違った内容を与えてはならない

（2）例外

非典型担保（ex. 譲渡担保）

∴ 物権法定主義の趣旨は、公示を確実にし、取引の安全を図る点にあるから、公示方法があるのなら、民法に規定のない物権を認めてよい

第3. 物権の効力

1. 優先的効力

(1) 物権相互間の優先的効力

- 対抗要件＝当事者間で効力の生じた法律関係を第三者に主張するための要件
→不動産は登記（177）、動産は引渡し（178）

ア 互いに相容れない物権相互間では、対抗要件具備の先後によって優劣が決まる

∴ 物権の排他性

イ 例外的に優先順位が法定されている物権もある（先取特権）

(2) 債権に対する優先的効力

物権と債権が競合する場合には、その成立の前後にかかわらず、物権が債権に優先する（＝売買は賃貸借を破る）

∴ 物権の直接性

- 不可抗力による侵害でも行使できる
- 妨害状態（又はそのおそれ）があれば足りる
→請求の相手方に、故意・過失（大判昭12.11.19）や責任能力は不要
- 物権と切り離して、物権的請求権だけを譲渡することはできないと解されている
→物権から独立して消滅時効にかかるない（大判大5.6.23）

2. 物権的請求権

(1) 意義

物権の円満な支配状態が妨害され、又はそのおそれがある場合に、その妨害の原因となっている事実を支配している人に対して、あるべき状態の回復又は妨害の予防を求める請求権

∴ 物権の直接性

∴ 202条1項の「本権の訴え」という文言が物権的請求権を予定している

∴ 占有権にすら占有訴権（197以下）が認められているのであるから、本権である物権には、当然に認められるはず

担保物権や用益物権にも認められる

対抗力を備えた不動産賃借権には、返還請求権・妨害排除請求権が認められる（605の4）

(2) 法的性質

所有権に基づく物権の返還請求権は時効消滅することはない（大判大5.6.23）

∴ 物権的請求権は「物権の作用」であって独立の権利ではない

∴ 所有権が消滅時効にかかるない（166Ⅱ）

(3) その他

ア 担保物権や用益物権についても物権的請求権は認められる

ex. 建物が損傷された場合の抵当権に基づく妨害排除請求権

イ 物権的請求権の行使には、侵害者の故意・過失は問わない

ウ 賃借権は債権であるが、対抗力を備えた不動産賃借権には、返還請求権・妨害排除請求権が認められる（最判昭28.12.18）